

指宿市地域活性化起業人募集要領

1 概要

指宿市（以下「本市」という。）は、市内公共施設や未利用財産の管理や、整備の在り方についての方針づくりを進めています。

市では、この取り組みにご協力いただく企業との間で、総務省の「地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱」（以下「起業人制度」という。）に基づき、社員の派遣と市の指定する業務への従事に関する協定を締結した上で、派遣される社員（以下「派遣社員」という。）には、そのノウハウや知見を活かし、市内公共資産の有効活用の方針づくりのサポートをしていただきます。

2 業務内容

派遣社員は、本市が進める公共資産の有効活用及びその周辺を含めた一体的な整備計画等の進捗に併せて、次の業務に従事していただきます。

- （１）派遣社員の派遣元企業が実施した官民連携事業のノウハウの提供
- （２）全国の自治体を対象として、官民連携事業の制度設計から事業構築までの経験、知識、ノウハウ等を情報収集及び提供
- （３）民間視点の市内公共資産の有効活用に対する諸アドバイス
- （４）その他、目的達成に資する取り組みへの従事
- （５）年度毎に成果報告書を作成

3 勤務条件等

- （１）派遣社員は、派遣企業の身分を有したまま本市に派遣されます。
- （２）派遣期間は、令和８年２月１日から６か月以上最大３年となります。
- （３）派遣社員は、派遣期間中に、職務上知り得た情報（法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの）を漏洩してはなりません。また、派遣元企業と市が請負契約を結ぶ蓋然性が高い業務については、それらに関する公文書の閲覧を含む一切の業務に従事することもできません。
- （４）派遣期間中に、健康上の問題等やむを得ない理由により派遣社員を変更する場合は、書面により本市に通知するものとします。
- （５）派遣期間中は、派遣期間の全期間において、本市の開庁日の半分以上を超えて本市の区域内で業務に従事していただきます。
- （６）派遣社員の勤務場所は総務部企画政策課とし、上記２の業務に従事するものとします。
- （７）その他、勤務条件等は、別紙「地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）による職員派遣に関する協定書（案）」のとおりです。なお、協定書の内容は現時点での案であり、派遣企業の決定後に改めて協議し決定するものとします。

4 費用負担

派遣社員の給与及び活動に関する経費として月額 491,590 円を負担します。この金額には、派遣期間中の派遣社員の給与のほか、赴任及び帰任等に係る経費、活動に必要な目的地までの往復に必要となる旅費等も含まれます。

派遣社員への給与及び賞与は、派遣企業の定める支給基準に従い、派遣企業が派遣社員に直接支給していただきます。また、派遣社員は、派遣期間中も派遣元企業の社員が加入する健康保険、厚生年金保険、厚生年金基金、雇用保険、介護保険及び労働災害補償保険等の被保険者で、その保険料は派遣元企業が負担することになります。

5 募集要件

(1) 派遣企業に関する要件

三大都市圏（国土利用計画（全国計画）（平成 20 年 7 月 4 日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）に所在する企業等であること。

(2) 派遣社員に関する要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。

①三大都市圏に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する者を含む。）であること。ただし、入社後 3 か月未満のものは除くものとし、企業からの派遣の際、現に本市の区域内に勤務する者を除く。

②6 月以上 3 年以内の間、継続して本市に派遣され、企業で培われたノウハウ、ネットワーク等を活かしながら、市内公共資産の有効活用の方針づくりのサポートをするために、上記 2 に掲げる基本的業務に従事する者であること。

6 募集定員

1 人

7 申込手続

(1) 提出書類

応募する場合は、次に掲げる書類を提出してください。

①指宿市地域活性化起業人参加申出書（様式 1）

②会社履歴書（任意様式）

貴社における地域活性化支援の取り組み（起業人制度によるもの。それ以外の制度によるものを含む）がある場合は具体的に記入すること。

③派遣社員の職務履歴書（任意様式）

地域活性化支援（起業人制度によるもの。それ以外の制度によるものを含む）の職務

経験がある場合は具体的に記入すること。

(2) 申請書の配付及び受付期間

①配付及び受付期間

令和7年10月31日(金)から11月21日(金)まで

②提出方法

ア 持参

受付時間は、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
(正午から午後1時までの時間を除く)

イ 郵送

提出期限必着とし、書留郵便など発送と受領が記録される方法によるものとする。

ウ 電子メール

提出期限必着とし、件名に「地域活性化起業人申請」と記載し、提出書類を添付すること。送信後、電話により着信確認を行うこと。

③配付場所、申込及び問い合わせ先

〒891-0497

鹿児島県指宿市十町2424番地

指宿市役所総務部企画政策課企画係

電話 0993-22-2111

FAX 0993-24-3826

電子メールアドレス kikaku@city.ibusuki.jp

(3) 申請書の様式は、本市ホームページからも入手することができます。

8 質疑応答

(1) 本募集に関して質問がある場合は、「指宿市地域活性化起業人募集に係る質問書」(様式2)に質問事項を記載し、電子メールで送信して行います。なお、件名には「地域活性化起業人募集に係る質問」と記載してください。

(2) 受付期間及び時間

令和7年10月31日(金)から11月20日(木)午後5時15分まで

(3) 受付電子メールアドレス

kikaku@city.ibusuki.jp

(4) 質問書様式配付場所

本市ホームページから入手することができます。

(5) 質問に対する回答は、電子メールで行います。

9 審査等

審査については、令和7年12月19日(金)までに指宿市役所にて派遣元企業の派遣担

当者及び当該派遣社員へのヒアリングを実施します。なお、応募総数が3社を超える場合、書類選考により3社を選定した上で、その3社を対象にヒアリングを行うこととします。審査結果については、令和7年12月24日（水）までに通知します。

10 その他

地域活性化起業人制度の要件等については、地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱（令和3年3月30日総行応第78号総務省地域力創造グループ地域自立応援課長通知）」によります。